

特定生産緑地指定申請書兼 農地等利害関係人同意確認書	整理番号	※ ー		
<p>(あて先) 川口市長</p> <p>⑤生産緑地明細書の実産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定に基づき、川口市が当該生産緑地を特定生産緑地として指定することに同意します。</p> <p>また、農地等利害関係人については、⑥権利調書に示すもので相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 実印 _____</p>				
⑥ 権利調書				
⑤の実産緑地に係る農地等利害関係人				
住 所	ふりがな 氏 名	実印	権利の種類 ※4	権利を有する生産 緑地の番号※5
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
<p>記入上の注意</p> <p>※1 申請者も上記権利調書の欄に記入してください。</p> <p>※2 印鑑登録証明書は申請日より6ヶ月以内に交付されたものとし、原本を添付してください。農地等利害関係人全員分を添付してください。</p> <p>※3 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって、税務署長が農地等利害関係人となっている場合は、その同意を一括して川口市が取得しますので、実印欄の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要です。</p> <p>※4 権利の種類欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等を記入してください。（地役権の記入は必要ありません。）</p> <p>※5 権利を有する生産緑地の番号の欄には、様式第1-1号特定生産緑地指定申請書兼農地等利害関係人同意確認書中の⑤生産緑地明細書の番号を記入してください。</p> <p>※6 農地等利害関係人は、もれなく記載し、全員の同意を取得してください。</p> <p>※7 欄が足りない場合は別表2にご記入してください。</p>				

